

各常任委員会は法令に基づき年に4回、各課の仕事を調査しています。

文教厚生

- 日時 5月19日、20日、21日
- 調査課 生活環境課、健康推進課、福祉課、教育総務課、社会教育課



成人保健・介護予防事業の実施は 関連部門と密接な連携を

(健康推進課)

本町の高齢化率も18%を超え、本格的な高齢社会が到来している。

成人保健事業や介護予防事業等を行う際は、福祉課、社会教育課及び社会福祉協議会等の関連部門と常に連携をとり、より効果上がるものとなるよう努められたい。

(社会教育課)

町が県から管理を受託している水球プールの運営は、県条例により幾多の制約があるが、より利用しやすい料金設定や自主事業の開催等多くの町民に活用される施設となるよう県と調整されたい。また、町民に施設の利用をPRされたい。

総務

- 日時 5月17日、18日
- 調査課 総務課、企画調整課、財政課、税務課、町民課、会計課、槻木事務所

公用車の維持管理経費 全般の見直し・節減を

(財政課)

(1) 公用車の維持管理については、整備や定期点検時の発注方法を工夫する等、経費全般を見直しその節減を図りたい。

(2) 職員用の駐車場については、今後そのあり方について検討されたい。

(町民課・槻木事務所)

4月から町民課及び槻木事務所の窓口業務を毎週水曜日午後7時まで試行的に延長している。

しかし、町民へはまだまだ周知されていない現状から今後PRに努め利用の促進を図られたい。

